

認定調査等についてのお知らせとお願い

調査員による調査と主治医の意見書作成(主治医への受診)についてのお知らせとお願いです。

認定申請・日程調整

①申請

更新を行うには、要介護更新認定申請書の提出が必要となります。

ご本人が施設等に入所してみえる方で、ご家族に更新申請書が届いた場合は、入所施設等へ更新申請書が届いたことをお伝えいただき、申請の手続きをお願いします。

②日程調整

認定調査員から、調査日時の日程調整の連絡をします。

ご入院中の場合は医療機関へ、施設入所中の場合は施設へ連絡をします。

認定調査

①毎日の生活のことを詳しくお聞きします。

自分でしているのか、誰かが手伝っているのかなど。

- 生活状況・・・食事、トイレ、入浴、つめ切り、口腔清潔、洗顔、着替えなど
- 家事・・・買い物、調理(炊飯)、掃除、洗濯など
- その他・・・金銭や薬の管理など

②物忘れのことをお聞きします。

- 財布・通帳・衣類などを盗まれたと言うことはありますか？
- 自分の失敗を人のせいにすることはありますか？
- 同じことを繰り返し言ったり聞いたりすることはありますか？
- 最近、怒りっぽくなった、涙もろくなった、気分が落ち込むことが多いなど
ということはありませんか？
- 何をするのも面倒になったり、身だしなみをかまわなくなっていないですか？
- 意味のないことをブツブツ言っていることはないですか？



裏面に続きます

主治医への受診

適正な認定を行うために、主治医への受診をお願いします。

①受診時に伝えてほしいこと

介護保険の申請(更新申請)をしたこととそのため受診であることを受付や先生に伝えてください。

②意見書作成の流れ

意見書の作成の流れは次のとおりです。申請される方(ご家族等)は受診のみで何かをすることはありません。

- I 健康ほけん課が主治医に意見書作成を依頼
- II 主治医が意見書を作成
- III 主治医(医療機関)が健康ほけん課へ意見書を提出



認定審査・認定結果通知

要介護認定審査は、訪問調査員の調査結果と、主治医からの疾病、負傷の状況などについて医学的な意見の記載された意見書により審査が行われ介護度や認定の有効期間が決定されます。審査が終わり次第、認定結果と更新後の被保険者証が通知します。

その他(ご家族の方へのお願い)

➤認定調査の際には…

物忘れのことについて本人の前ではちょっと…という場合は調査員にお伝えください。その他に気になることがあれば調査員にお話してください。

➤主治医への受診の際は…

お付き添いの方は、日頃の様子(歩行状態や認知症状)を先生にお話ください。特に認知症状は、ご家族からお話がないと意見書に反映されない場合があります。

お問い合わせ：大台町健康ほけん課 ☎ 0598-82-3785